

総務経済委員会 会議録

招 集 年 月 日	令和元年 5月17日			
招 集 の 場 所	湖西市役所 第2議員会議室			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	午前11時00分	年長委員	三上 元
	閉 会	午前11時15分	委員長	吉田 建二
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○……………出席を示す ▲……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
	加藤 治司	○	吉田 建二	○
	三上 元	○	神谷 里枝	○
	菅沼 淳	○	二橋 益良	○
説明のため出席した 者の職・氏名				
職務のため出席した者の 職・氏名	書記	加藤 敬		
会議に付した事件	常任委員会正副委員長の互選と継続審査申出書について			
会議の経過	別 紙 の と お り			

総務経済委員会会議録

令和元年5月17日（金）

湖西市役所 第2議員会議室

湖西市議会

[午前11時00分 開会]

○三上臨時委員長 ただいまから、総務経済委員会を、開会いたします。

委員会条例第8条第2項の規定により、年長委員の私が、委員長が互選されるまで、臨時委員長の職務を行います。
これより、委員長の互選を行います。

互選の方法については、会議規則第121条の規定により、投票又は指名推選によるということになっております。
どのような方法で互選すればよいか、御意見を伺います。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○三上臨時委員長 指名推選という意見がありましたが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上臨時委員長 異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 再開

○三上臨時委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。

指名推選は、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上臨時委員長 異議なしと認めます。

それでは、私から、委員長に、吉田建二君を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、委員長には吉田建二君が当選いたしました。

委員長が決定いたしましたので、以後の進行について、よろしく申し上げます。

それでは、席の交代をし、委員長より就任の御挨拶をお願いします。

(委員長あいさつ)

○吉田委員長 これより、副委員長の互選を行います。

互選の方法については、会議規則第121条の規定により、投票又は指名推選によるということになっております。
どのような方法で互選すればよいか、御意見を伺います。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 指名推選という意見がありましたが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。

それでは、私から、副委員長に菅沼 淳君を指名いたします。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。

よって、副委員長には菅沼 淳君が当選されました。

それでは、副委員長より御挨拶をお願いします。

(副委員長あいさつ)

○吉田委員長 ありがとうございます。

次に所管事務の調査及び所管事務調査の閉会中の継続審査についてを、お諮りいたします。

まず、本委員会の所管事務調査事項を、別紙申出書記載の事件欄のとおりとしましたが、改めて記載しておく必要がある事項等ございますか。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時10分 再開

○吉田委員長 休憩を解いて会議を再開いたします。御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 ないようですので、別紙記載の事件を、所管事務調査事項といたします。その内容をもって、申出書のとおり、閉会中も審査する事件として決定いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○吉田委員長 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議長に、閉会中の継続審査申出書を提出させていただきますので、御了承願います。

続いて、当委員会に選出の依頼がありました

議会役員及び行政委員等の選出についてを、御協議願います。

(議会役員及び行政委員等選出)

○吉田委員長 これをもちまして、予定しておりました、協議事項はすべて終了いたしました。

なお、今後の活動計画につきましては、次回以降の委員会で、協議をさせていただきます。委員会活動に希望されることなど、事前にご検討いただければ、効率的な会議の運営ができると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上で、総務経済委員会を閉会いたします。

[午前11時15分 閉会]

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 吉田 建 二